

福岡医発第 1487 号 (地)
平成 30 年 8 月 21 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松 田 峻一良
(公印省略)

8 月における労働者の熱中症予防の取組について

時下 貴職ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

標記の件につきまして、厚生労働省労働基準局安全衛生部長より日本医師会を通じて周知協力依頼がありましたので、ご連絡申し上げます。

職場での熱中症予防対策については、本年 4 月 4 日付「「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について」(福岡医発第 63 号 (地))、本年 5 月 31 日付「「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」に係る実施要綱について」(福岡医発第 573 号 (地))」に記載の実施要綱に基づき、7 月を重点取組期間として熱中症対策の周知啓発等に取り組んでいるところですが、連日の記録的な猛暑等を踏まえ、関係省庁で設置された「熱中症関係省庁連絡会議」において、7 月に実施していた熱中症対策強化月間を 8 月まで延長されることが決定されました。また、現時点で熱中症による労働者の死傷者数は昨年と比べて増加傾向にあります。

これらの状況等を踏まえ、厚生労働省では 8 月も引き続き実施要綱に定める 7 月の重点取組期間に準じた取組を行うこととし、特に記録的な猛暑を踏まえ、WBGT 値に応じた作業の中断等を徹底することや、異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請することなど、状況に応じた対応の徹底が図られるよう周知啓発等に取り組むこととしています。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

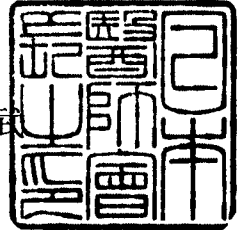
小郡三井医師会より

産業保健担当理事 権藤秀之
会長 島田昇二郎

日医発第551号(健Ⅰ76)
平成30年8月8日

都道府県医師会長 殿

日本医師会
会長 横倉 義武



8月における労働者の熱中症予防の取組について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素、本会会務に種々ご協力賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省労働基準局安全衛生部長より、8月における労働者の熱中症予防の取組について、別添のとおり本職あてに周知の協力依頼がありました。

国において平成30年2月28日付基安発0228第1号「「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について」により、平成30年度「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱に基づき、7月を重点取組期間として熱中症対策の周知啓発等に取り組んでいるところですが、連日の記録的な猛暑等を踏まえ、関係省庁で設置された「熱中症関連省庁連絡会議」において、7月に実施していた熱中症対策強化月間を8月まで延長することが決定されました。また、現時点で熱中症による労働者の死傷者数は昨年と比べて増加傾向にあります。

これらの状況等を踏まえ、厚生労働省では8月も引き続き実施要綱に定める7月の重点取組期間に準じた取組を行うこととし、特に記録的な猛暑を踏まえ、WBGT値に応じた作業の中断等を徹底することや、異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請することなど、状況に応じた対応の徹底が図られるよう周知啓発等に取り組むこととしています。

つきましては、本件の趣旨をご理解の上、熱中症対策が確実に実施されるよう、貴会関係郡市区医師会等への周知方につきまして貴職のご高配を賜りますようお願い申し上げます。



基安発 0727 第 5 号
平成 30 年 7 月 27 日

公益社団法人日本医師会会長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部長
(公印省略)

8 月における労働者の熱中症予防の取組について

平成 30 年 2 月 28 日付基安発 0228 第 1 号「「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について」により、平成 30 年度「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱（以下「実施要綱」という）に基づき、7 月を重点取組期間として熱中症対策の周知啓発等に取り組んでいるところですが、連日の記録的な猛暑等を踏まえ、関係省庁で設置された「熱中症関連省庁連絡会議」において、7 月に実施していた熱中症対策強化月間を 8 月まで延長することが決定されました。また、現時点で熱中症による労働者の死傷者数は昨年と比べて増加傾向にあります。

これらの状況等を踏まえ、厚生労働省では、8 月も引き続き、実施要綱に定める 7 月の重点取組期間に準じた取組を行うこととし、特に、記録的な猛暑を踏まえ、WBGT 値（暑さ指数）に応じた作業の中断等を徹底することや、異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請することなど、状況に応じた対応の徹底が図られるよう周知啓発等に取り組むこととします。

つきましては、貴会におかれましても、実情に応じ周知啓発に御協力頂くとともに、会員事業者等において熱中症対策が確実に実施されるよう、特段の御配慮をお願いいたします。